

那覇市教育委員会会議録

令和6年度（2024年度）第1回（定例会）

署名人 安里恒男

教育長 宮里寿子

開催日時 令和6年（2024年）4月10日（水）

開会 午後2時00分

閉会 午後2時40分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席者

[教育長・教育委員]

宮里寿子教育長、安里恒男委員、仲本千佳子委員、二木志保委員、山城達彦委員

[事務局職員]

【生涯学習部】稻福喜久二部長、安次嶺博志副部長

(中央図書館) 島袋元治館長、玉盛弘志主査

(生涯学習課) 松田信男課長、久場祐介主幹、石垣真由美主任主事

(総務課) 平良美夏課長、幸地英子副参事、安座間蘭主査

【学校教育部】比嘉真一郎部長、平良進副部長

議事日程 ・日程2及び3は、非公開案件。ただし、日程2及び3は委員の委嘱後に公開。

- 議案第1号 那覇市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について【中央図書館】
- 議案第2号 那覇市社会教育委員の委嘱について【生涯学習課】
- 議案第3号 那覇市教育事務点検評価委員の委嘱について【総務課】

会議録作成（総務課）

宮里教育長 皆さん、こんにちは。これより令和6年度第1回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日は、議案3件となっております。議事録署名は安里委員にお願いします。議案等の審議に入ります前に、ご挨拶させていただきます。

市長より、令和6年4月8日から3年間の任期で教育長に任命されました宮里 寿子です。就任式では、慶應義塾大学大学院幸福学の研究をなさっている前野隆司教授という方がいらっしゃるんですけど、その方のお話をさせていただきました。幸福・幸せは目指せるもの、目指してください。なので、私は那覇市の子ども、保護者、教職員、そして市教委メンバーの幸福を目指したいと思いますというような所信表明をしましたので、よろしくお願ひいたします。

教育長職務代理については、引き続き安里恒男委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。では、これより審議に入れます。

議案第1号「那覇市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。生涯学習部 稲福部長、よろしくお願ひします。

稲福部長 よろしくお願ひします。議案第1号について、提案理由をご説明させていただきます。那覇市児童生徒等への電子図書館の利活用の促進や利便性の向上を図ることを目的に、那覇市立図書館条例施行規則の一部を改正し、所要の規定の整備及び字句の整理を行うため、今回、この案を提出させていただきます。内容につきましては、中央図書館から説明させていただきます。

宮里教育長 中央図書館 島袋館長、よろしくお願ひいたします。

島袋館長 最初に、今回の図書館条例施行規則の一部改正の背景についてご説明いたします。文科省が、令和4年8月2日に1人1台端末環境化における学校図書館の積極的な活用及び公立図書館の電子書籍貸し出しサービスの連携についてという事務連絡を発しています。これは、GIGAスクール構想により児童生徒の1人1台端末等のICT環境を活用した新しい学びがスタートしたことから、学習活動の充実のため、学校図書館や公立図書館の電子書籍貸し出しサービスとの連携を積極的に検討するよう要請しているものです。

那覇市では、令和4年3月からインターネットを通じた電子書籍の貸し出しができる電子図書館を運用しています。電子書籍も図書館資料の一部であることから、貸し出しを受けるためには、登録の申し込みを提出して、利用者カードの交付を受ける必要があります。しかし、電子書籍は返却忘れ、また、汚損といった貸し出しに伴うトラブルがないことや、先程の文科省の事務連絡を踏まえ、児童生徒及び教員については、登録申し込みを省略する特別な規定を設ける必要があると判断したものです。

では、次に具体的な改正事項について、ご説明します。資料の1ページをご覧ください。まず、主な改正事項として、現行の規則にある「館長は」という主語がありますが、これを、全て「教育長は」に改正します。その理由としまして、教育委員会か

ら委任を受けている者は教育長であることから、「教育長は」というものに改正するものです。ただ、実務上は事務決裁規定に基づいて館長が決裁しますので、実務上の変更はございません。

それから現行規則第5条の利用者が守る遵守事項を削除します。現行制度第5条において、「図書館では静肅にすること」や、「飲食の禁止」などの記載がありますが、乳幼児連れで静肅を求めることが難しい場合があると。それから今後、夏に向けてですね、水分補給等、水筒の蓋つきのものを認めるかどうか、とか、そういう柔軟に運用する必要があることから、今回、削除をするものとしました。

なお、図書館条例において、迷惑行為は利用制限することができますので、規則で削除しても問題ないと判断しました。

そして3番目、現行規則第7条4項で個人の利用者カードの有効期間が1年となっていますが、これを3年に改正します。これは更新のサイクルを長くすることで、利用者の利便性向上を図ることを目的としています。

それから4番目、団体登録の有効期間について、現在は、個人に準じて登録申し込みを行った日から1年とあるのを、これを年度で更新することに改めます。理由としては、団体の代表者が年度で代わること、そういったことがありますので、団体登録の有効期間は登録を受けた年度の翌年度の4月末日までとしました。

それから5番目、現行規則の第12条第3項1号、これは複写ですけれども、「他の図書館から借り受けた資料は複写できない」とあります。これは著作権法で許諾を得ないで図書館が行える複製の対象として、他館から借り受けた資料が含まれるかどうか、解釈が分かれていたため、現行では複写ができないとしていました。しかし、平成18年1月に図書館団体と権利者団体が協議して他館から借り入れた資料についても、その複写物の提供を行うことを良しとしたため、今回削除するものです。

それから6番目の、今回、追加する条項です。資料の6ページをお願いします。追加条項ですので、読み上げます。

「児童等への電子書籍の貸出し、第15条 市内の小学校又は中学校に在籍する児童及び生徒並びに勤務する校長及び教員は、当該小学校又は中学校を通して、付与される利用者を識別するための符号を用いて、電子書籍(人の知覚によっては認識することができない方式により記録された文字、映像又は音であって、図書又は逐次刊行物に相当するもののうち、インターネットを通じて利用が可能なものをいう。次項において同じ。)の貸出しを受けることができるものとする。」

2項、「前項の規定による電子書籍の貸出しに関し必要な事項は、教育長が定める」ということです。これについては、教育長に委任するという形になっています。

次に担当の玉盛から、今後の取り組み等について、説明をお願いしたいと思います。

宮里教育長 お願いします。

玉盛主査

お願いします。今回の規則改正は、令和6年5月1日としておりますが、試験的運用のためにですね、先に2月から今月まで試験的に真和志小学校と寄宮中学校にIDを配布して実証をしています。実証前のログイン延べ回数、電子図書館のログイン延べ回数は、1ヶ月あたり1700回程度でしたが、今回、この試験IDを配布して、今年の3月には、約4600回のログインがありました。電子図書館は、最初は多くの方が興味を示しますが、時間の経過とともに興味が薄れて行く傾向がありますので、これは一時的なものですが、一度に全児童生徒に配布すると、電子図書館にログインしたが、読みたいものが全部貸し出し中だったということになりかねませんので、小学生だったり、中学生だったり、優先順位を決めてですね、計画的に実施したいと考えております。また、通常は誰かが借りると貸し出し中となってしまってですね、次の人は予約待ちになるのですが、児童生徒向けに読み放題パックという書籍があり、これは何人でも同時に読むことができるもので、今年度は配布にあたってですね、このような電子書籍を多く導入して行こうと考えております。以上で、説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いします。

宮里教育長

この件について、ご質問、ご意見がありましたら、お願いいいたします。安里委員、お願いします。

安里委員

提案、ありがとうございます。提案理由を改めて読みますと、1つ目は、市内児童生徒等への電子図書館の利活用の促進、どちらかと言うと、これは那覇市内の児童生徒の活用を高めて行きたいと。もう1つは、図書館利用者の利便性の向上を図ることを目的としている。これは、どちらかと言うと、全ての市民一人一人の必要な時に学ぶ機会を整えて行くと、図書館業務の充実というということで今あげられていると思うのですが、質問はですね、一番最初に、主語の問題で「館長は」というのを「教育長は」に改正して行くということなので、そうなってきた時に、不都合はないということで、このように代えて行こうということになっていると思われますが、例えばこれまでの館長の役割みたいなものがきっとあるんだろうなと思うんですよね。中央図書館も含めて全部で7つの館がありますので、その7つの図書館が、どういった戦略を持って、市民サービスに取り組んで行くのかなとか、そういった運営計画とかっていう時に、「館長」から「教育長は」にすることによってね、そういった中で、何か不都合なことがないのかどうか、というのを質問したいなと思います。

宮里教育長

中央図書館、よろしくお願いします。

島袋館長

図書館の基本方針であったり、年間の評価、そういったものは図書館協議会、又、外部の組織がありまして、そちらのほうにお諮りしていくと。図書館7館ございます、その中で共通して、今年度やって行くこと、それから各分館ごとにそれぞれ特色がありますので、子ども達が多くよく来る図書館であったり、首里あたりであれば、首里城の近くで、そういった年配の方が首里の歴史を調べに来るだとか。そういう特徴

ある書籍をですね、なるべく多く購入するなど、そういう形で戦略的に行っていきます。

特に「教育長は」に代えたことによって、何か、支障が出るということは、今のところ想定していないです。

宮里教育長 安里委員、どうぞ。

安里委員 分かりました。これまでの取り組みの中で、どうしても、各学校現場での、この電子図書館の活用状況というのは課題ではあったので、それは、もう、大事なことなのかなとは思っています。どうもありがとうございます。

宮里教育長 ほかに、ありますか。仲本委員、お願ひします。

仲本委員 今、真和志小学校や寄宮中学校で、具体的にどんな感じで、どういうID・パスワードなどでやっているのか。また、読む時には、どういうアプリで、実際子ども達が読んでいるのかとか、教えてください。

宮里教育長 中央図書館、お願ひします。

玉盛主査 今回、IDとパスワードは、この4月末まで使えるように、簡単な5桁の数字とアルファベットの組み合わせというのを、試験的に付与しています。これは多めに配って、どのような配付方法でも良いので、まずは先生達とか、子ども達の方でアクセスして、何が駄目だったかとか、どういうふうな配付方法が良かったのかというのをフィードバックして、それから本格的に配布しようと考えています。今の予定としては、配布されているGIGAスクールのID、すでに配布されているものを使用して出来ないかなと考えている次第です。続いて、この電子書籍を見るビューワーです、これはウェブブラウザ、マイクロソフトのエッジだとかグーグルクロムがあればですね、特段、何かをインストールして見るというのは不要で、そのままブラウザで見られる環境になっております。

宮里教育長 仲本委員、どうぞ。

仲本委員 分かりました。おっしゃる通り、GIGAスクールのIDも1人1人持っているので、子どもがIDを幾つも持って、どうなのかなと思ったんですけど。中学生ですね、学生証があるので、カード型のやつでも良いのかなと思ったんですが。GIGAスクールのIDが、そのまま使えるのであれば、そのIDなら子ども達が日常的に使っているので、できればね、そういう感じでやっていただければと。

宮里教育長 中央図書館、どうぞ。

稻福部長 技術的にはこのような感じですね、私のものが登録されているんですけど、このように電子図書館に入っていて、ID・パスワードを入力して、ログインを押すと、こんな形で本を見られます。

宮里教育長 仲本委員、どうぞ。

仲本委員 本も結構、装丁もちゃんと見られるようなものですね。

- 宮里教育長 中央図書館、どうぞ。
- 稻福部長 こんな形で見られるような状況です。結構、人気作や新作は予約があって貸し出しができない状況です。それで、ネット環境があれば、随時見える状況ですね。できないものは予約して、順番待ちで見える状況ですね。返す必要もないですので楽です。
- 宮里教育長 仲本委員、どうぞ。
- 仲本委員 これで上手くいくようだったら、出来れば市内の高校生、通学している高校生とかも、利用することが出来ればなと思います。ありがとうございます。
- 宮里教育長 ほかにありますか。山城委員、お願ひします。
- 山城委員 ちょっと技術的なことを教えていただきたいんですけど、私は電子書籍を購読していく、登録して、ダウンロードして、いつでも読めるような状況になっているんですが、先程、貸し出し中になるということなんんですけど、図書館が出版社から100ユーザーとかを買って、そのユーザーの分しか見られないと、そのイメージなんですかね。貸し出し中というのが、どういうことなのか。
- 宮里教育長 中央図書館、どうぞ。
- 玉盛主査 お答えします。認識のとおりですね。この電子図書館の場合は、コンテンツという考え方になるんですが、1コンテンツ買ったら1人が独占的にこれを読んで、次の人は順番待ちということになります。つまり、2コンテンツ買うと、2人が同時に読めて、ほかにも、残りの人達は順番待ちというふうになっていってですね。ただ、ちょっと説明の中でもあったんですが、小学生・中学生の方のほうが、そういう順番待ちとかになってしまふと、やはり、見られないという状況が続いてしまうので、何人でもアクセスできて読むことができる学習向けコンテンツも、一応、予備で準備しています。そういう学習以外の書籍については、今のところは、1コンテンツで運用しているという形です。
- 山城委員 1コンテンツですか。
- 玉盛主査 1コンテンツです。
- 稻福部長 期間で那覇市が借りてオープンにするもの、1コンテンツしか借りないもの、無制限に借りるもの、何人でも借りられるもの、購入の仕方が幾つかのパターン、書籍によって異なるということで、どの書籍を選ぶかによって、提供の仕方が若干変わってくるという形となります。
- 宮里教育長 山城委員、どうぞ。
- 山城委員 それは、人気の作品は、多くコンテンツを買わないといけないんですよね。
- 玉盛主査 そうですね。ただ、人気のコンテンツというのは、現実の図書館でもですね、各分館のほうで揃えていますので、例えば、電子のほうで待っている場合は、直接、リアルの図書館で借りるとか、いろいろ選択肢として置いております。これからですね、本当に、要望がどうしても強くなったとかという場合には、追加で買うことも、

- 一応、検討しています。
- 山城委員 分かりました。
- 宮里教育長 ありがとうございます。仲本委員、お願いします。
- 仲本委員 出来れば、予約を入れた時に、何処どこの分館に、何冊ありますまで、本当は分かること良いですよね。実際のところまで。
- 宮里教育長 中央図書館、どうぞ。
- 玉盛主査 これは、図書館の検索サービスのほうで、別枠で出てきます。現実の図書館で何冊ありますよ、電子図書館にもありますよという表示がございます。
- 仲本委員 分かりました。
- 宮里教育長 二木委員、お願いします。
- 二木委員 電子書籍の中には、例えば、映像もあるということですか。音楽もあるんですか。
- 宮里教育長 中央図書館、どうぞ。
- 玉盛主査 音楽ではないんですけど、動く絵本とか、文字情報の読み音声読み上げ機能とか、動画のコンテンツとかも、多くは無いですけれども、一部、購入しております。
- 稻福部長 これは、今回の議会でも質問があったんですが、英会話の書籍のコンテンツを入れて、子ども達がこれを聞いてヒアリングがいつでも出来るようなシステムを構築して欲しいという要望があります。そこで、幼児向けの英語の本とかも導入を検討していくこと。
- 宮里教育長 これは委員長も質問しても良いですか。2点あります。1点目は、真和志小学校と寄宮中学校で、試験的にやったとおっしゃっていたんですけど、その子ども達のファードバックというか、感想とか、何か、もうちょっと具体的に聞けることってしましたか。回数は増えたということは分かったんですけども。
- 玉盛主査 事前に、学校のほうにこれから聞き取りをしていくと。我々の配付方法で困ったこととか、いちばん最初のログイン方法が、こういうことがあって、難しかったとかいうのがあれば、全体に配布する時に、そこを踏まえて考えていきたいと思います。
- それと真和志小学校では、ホームページに、実際こういうふうに使っていいますよと載せてくれています。むしろ、学校のほうで、オリジナルの使い方というものを、色々、工夫してやってくれているみたいなんです。それで、我々は教えてもらうというのは有りかなと考えています。
- 宮里教育長 先程、配布の方法でいっぺんにというのがあったんじゃないですか。そういう時は、やっぱり、ちょっと分散してというイメージですか。
- 玉盛主査 はい、そう予定しています。
- 宮里教育長 その際に、分散した時に、小学校の時は使えるけど、ほかの時は出来ないとか。それとも配布するのを分散するから、多分、いっぺんに集中しないようなイメージです

か。

玉盛主査 いっぺんに集中したら、みんながアクセスすること事態は、このサービスが止まるとか、そういうたものはないんですが、ただ、コンテンツがずっと借りられている状態で、欲しいものが見られない状態が続いたりすると、読み放題はあるんですけれども、自分で何かを借りるという動作とかをしてもらいたいたために、一部、ずらして、配布というものを考えています。

宮里教育長 二木委員、どうぞ。

二木委員 例えば、紙じゃないと読んだ気がしないような私達の年代の人が、例えば市立図書館を利用した時、これは電子図書ではあるけれども、実際の本としては、置かれていなかとか、そういうケースも出てくるんですか。

玉盛主査 その場合もあるかとは思うんですが、その場合はですね、電子図書とは別で、那覇市立図書館の利用者として、リクエストという、こういった本を購入してくださいというリクエストをかけることが出来るようになっているんです。それで購入して、届いて、貸し出しが出来るようになりましたというご連絡をすることがあります。実際に、購入して対応することもあります。

宮里教育長 二木委員、どうぞ。

二木委員 段々、住みづらい感じになりますね。

宮里教育長 仲本委員、どうぞ。

仲本委員 読み上げ機能があると、動作しながらでも、聞けるんですよ。台所仕事しながらとか。レファレンス機能とともに、子どもが使うことが出てくるんですよ、何々について知りたいです、みたいなことで。そこまではまだ考えていないね。はい、分かりました。

宮里教育長 ほかにも、ありますか。大丈夫ですか。二木委員、どうぞ。

二木委員 ちょっと、気になったものですから。第5条の遵守事項を削除しまして、これは、昭和の名残の遵守事項なんだとは思うんですが、基本的には大事なことなんじやないかなとは思うんですが。あえて、削除しなければならない圧とか、時代の風潮とかがやっぱりある訳ですね。

島袋館長 先程、お話がありましたが、図書館は静肅にしなければいけないというイメージですね、時代にそぐわない部分もあるのかなと。あと、飲み物を図書館に持ち込んではいけないというのも、ケースバイケースで認める必要があるんじゃないかなということもありまして。そこは運用で、対応していきたいと考えております。

宮里教育長 二木委員、どうぞ。

二木委員 不適切な表現は避けるとか、そういうものがあるのかなと。令和に合わせて。

宮里教育長 中央図書館、どうぞ。

稻福部長 今回削除した、その上位の条例の中で、入場制限という規定があります。条例で、

他人に危害を加えて迷惑をかける場合には退場の規定がありますので、その条項に基づいて、適時館長のほうで、現場で判断して行くことで、臨機応変に対応していきます。

宮里教育長 他にないですか。実際に、やっぱり、乳幼児を連れていらっしゃる方達、お母さん方でこういったことがあるんでしょうか。

島袋館長 そうですね。乳幼児、小さいお子様連れとか、入りやすいようにするために、赤ちゃんタイムという時間を設けてですね、わざとちょっと音楽を大きめに鳴らしてみるとかですね、各館取り組みを行っています。

宮里教育長 よろしいですか。興味深々だったんですけれども、それでは議案第1号「那覇市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおりの決定でよろしいですか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 異議なしということで、議案第1号「那覇市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり議決いたしました。お疲れ様でした。

まず非公開について諮りたいと思います。議案第2号及び3号は、個人に関する情報が含まれるため、非公開とすることが適當であると思われます。但し、議案第2号及び3号の会議録は、委員の委嘱後に公開したいと思います。第2号及び第3号を非公開としてよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 異議なしとのことですので、それでは非公開とします。関係者以外の退席をお願いします。

～ 非公開（委嘱後公開）～

宮里教育長 これより審議に入ります。議案第2号「那覇市社会教育委員の委嘱について」、議題といたします。生涯学習部 稲福部長、よろしくお願いします。

稻福部長 議案第2号の提案理由について、ご説明させていただきます。社会教育委員の任期が満了により社会教育法第15条第2項及び那覇市社会教育委員に関する条例第3条及び第5条の規定に基づき委員を委嘱するので、この案を提出させていただきます。内容については、生涯学習課から説明させていただきます。

宮里教育長 生涯学習課 松田課長、お願いします。

松田課長 はいさい 生涯学習課の松田です。それでは議案第2号について説明いたします。現在、社会教育委員が13名となっておりますけれども、そのうち任期満了によりまして、新たに11名の委員を委嘱するものでございます。

お手元の資料の委嘱の部と書かれています、11名の方について、今回、委嘱をしたいと考えております。今回、予定しております委員につきましては、那覇市社会教育委員に関する条例第3条に掲げられております分野から人選をしていましたところでござ

ざいます。今回、委嘱予定の11名のうち、前任期からの再任が4名、新規の方が7名となっています。今回の13名の委員の構成としましては、まず、学校教育関係者2名、社会教育関係者5名、家庭教育の向上に資する活動に伴う者が2名、学識経験者2名、その他教育委員会が適当と認める者として、青少年教育の分野から1名、企業関係者が1名になってございます。

今回、新たに人選をさせていただいた方々につきましては、地域力や家庭教育力の向上、又、リスキリングやリカレント教育という大人の学び直し、SDGSといった社会の課題やニーズに対して、社会教育の観点から知見や実践者として活動されている方々を人選させていただいております。以上が説明となります。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

宮里教育長 この件について、ご質問、ご意見がありましたら、お願ひいたします。安里委員、お願ひします。

安里委員 ご説明がありましたように、3条によって、構成区分、それにしっかり則ってやっているので、特に問題は無いのかなと思いますけれども、ちょっと教えてほしいのは、この社会教育委員の役割というか、例えば、社会教育関係団体への補助金の交付なども、1つ議題に挙がって、このメンバーで行われるのかとは思うんですけども、年間、何回かやって、又、それ以外の、どのような感じの話し合いがなされているのかなというのを教えてほしいと思います。

宮里教育長 生涯学習課、よろしくお願ひします。

松田課長 まず社会教育委員の役割といたしましては、社会教育委員会が行う社会教育に関する調査研究や提言、それから市民の社会教育に関する計画などの企画・立案、又、こちらのほうから教育委員会の諮問に対しての意見に対して、答申といったところですね。後、地域の課題解決に必要な調査研究といったところが、求められている役割になっております。先程、安里委員からお話がありましたように、社会教育団体への補助金を教育委員会からも捻出しておりますけれども、その審査というのを、社会教育委員の会議のほうでも担っていただいております。回数としましては、年3回が通常のものなんですけれども、場合によってはいろんな諸計画の立案の際に、諮問という形でお願いしたり、又、社会教育施設の指定管理者の選定にあたって社会教育委員の方々が、選定に係る委員として、参加していただく場合があれば、それを追加として、年4回ほど、行う会議などがございます。以上です。

宮里教育長 ほかにも、ありますでしょうか。大丈夫ですか。ほかに、ないということですので、議案第2号「那覇市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 異議なしとのことですので、議案第2号「那覇市社会教育委員の委嘱について」は、

議決いたします。ありがとうございました。お疲れ様でした。

これより審議に入ります。議案第3号「那覇市教育事務点検評価委員の委嘱について」を議題といたします。生涯学習部 稲福部長、よろしくお願ひします。

稻福部長 議案第3号の、議案について、ご説明いたします。那覇市教育事務点検評価委員の辞職に伴い、新たに委員の委嘱をする必要があるので、那覇市教育事務点検評価委員会規則第3条の規定に基づき、この案を提出させていただきます。内容については、総務課から説明させていただきます。

宮里教育長 総務課、お願ひします。

平良課長 ご説明いたします。まず資料の3ページをご覧ください。那覇市教育事務点検評価委員会規則第3条によりますと、委員は5人以内で組織することとなっております。教育委員会が委員を委嘱するということになります。その下、第4条をご覧ください。

今回は、令和5年10月4日付で委員をなさっておられました安里恒男委員が退任されたことにより、その後任の委員として事務点検評価委員を委嘱するものでございます。補欠の委員となりますので、任期は前任者の残任期間となっております。それでは1ページにお戻りください。

今回、委員として委嘱を予定しておりますのは、喜瀬乗英さんです。任期は令和6年4月11日から令和7年4月22日までとなっております。前任が学校教育分野での学識経験者であったことから、後任委員につきましても、学校教育に学識経験を持つ方を調整しております。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

宮里教育長 総務課から説明がありました。この件について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。二木委員、お願ひします。

二木委員 教育事務点検という仕事は、どういうものなのかなと思いますので教えてください。

宮里教育長 安里委員、お願ひします。

安里委員 そうですね。私が分かる範囲では、各主管課がいろいろ取り組んでいることがあると思うんですけども、それをある程度妥当にやるために、評価シートみたいなものがございまして、取り組んでいるものを、まずは内部で評価をして、それを受け、委員がそれぞれの専門性の視点から各課が取り組んでいる状況は、妥当なのかとか、或いは、効率性はどうなのかとか、或いは、有効性はどうなっているみたいな、この3つの視点で評価をしていくと。この5名のメンバーが主管課の総務課からあがってきた事業を、全部は当然厳しいので幾つかの項目について、5名が割り振りをしてですね、割り振られた委員がまずは質問をして、残りの4名が質問をして行くみたいな感じで、何回かやり取りをして行くということなんです。ただ、これが短期集中型で、8月には報告書を作って、この教育委員会会議でも披露して、それにチェックを入れてもらって、それから、最終的には議会のほうに説明をしていくというような、短期間の中で大事な仕事内容で。その中で、今回、喜瀬先生がやるというのは、僕的には

適任かなと思っております。以前にも学校教育部の部長もされておりましたので、教育に関する業務に関してはある程度把握されているので、私的には、非常に妥当な人選かなと思っています。以上です。

宮里教育長 ほかに、ございますでしょうか。総務課、どうぞ。

平良課長 補足説明させていただきます。安里委員ありがとうございました。事務点検評価はですね、いわゆる、地教行法の26条に規定されているものでございまして、教育委員会が行っている事務の点検を行い、その点検結果については、ホームページなどに公表するということにしております。去年は、15事業、各委員に3事業ずつお持ちいただきまして、学校教育や社会教育、スポーツレクレーション、家庭教育、青少年教育の分野に分かれて評価をしていただきました。事務点検評価の評価対象事業につきましては、予め、教育委員会会議のほうに諮りまして、その選定をしていただいております。又、今年度も、このような形でお願いすることとなりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

宮里教育長 よろしいですか。議案第3号「那覇市教育事務点検評価委員の委嘱について」は、承認してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 異議なしとのことですので、議案第3号「那覇市教育事務点検評価委員の委嘱について」は、原案のとおり議決いたしましたということになります。

～ 非公開 ～

宮里教育長 非公開を解きます。以上を持ちまして、令和6年度第1回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。お疲れ様でした。

案件の審議結果

議案第1号	那覇市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第2号	那覇市社会教育委員の委嘱について	原案どおり可決
議案第3号	那覇市教育事務点検評価委員の委嘱について	原案どおり可決